

甲賀市少年センターだより

第2号



甲賀市水口町本丸1-20 水口中央公民館内

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp R5.7発行



甲賀市中学校生徒指導部会 部会長

甲賀市立甲賀中学校
校長 赤尾 優文

『中学校の生徒指導の現状について』

日頃は本校教育活動ならびに市内中学校の活動に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和五年度は、新型コロナウイルス感染症が、五月八日付で5類に移行され、4年ぶりに学校行事等も制限・制約なしで実施されるようになりました。生徒一人ひとりが『光り』『輝く』ことができる健全育成を念頭に置いて、普段通りの教育活動を展開するように心がけている次第です。併せて、コロナ禍以前の形にすべて戻すのではな

く、今日の現状に沿った形で学校行事の見直しを進めています。

私は、大学卒業後、奈良県天理市の中学校に一年間臨時講師として勤務しました。当時、その学校は、暴力・暴言・万引き・喫煙等が、毎日当たり前のよう起きており、その時の生徒指導担当の先輩から、様々な対応方法や、課題解決策を教えてもらいました。その当時は理解できなかった手法が、今となっては私の生徒指導対応の財産となっています。

翌年、甲賀郡水口町の中学校に採用されました。赴任した中学校は、全校生徒900名を超える大規模校でしたが、「男子生徒は全員丸刈り、女子生徒は肩から下に髪の毛を伸ばすことは禁止、靴下・靴は白色。」という、今では考えられない校則でした。全校生徒が順守していたので、生徒指導事案是一件もありませんでした。一年前との違いに困惑していたことを

思い出します。

あれから約三十年、今やそのような校則の学校はもろんありません。私も生徒指導主事として、長年経験してきました。その中で最近思うのは、生徒指導の質が変わってきたということだと思います。コロナ禍以前は「大型店舗に大人数で押しかけて、迷惑行為を繰り返す」「長時間居座って、一般客の方々への迷惑行為をおこなう。」などの内容で、連日学校へ苦情電話がありました。ところが、コロナ禍になり、一か月間の休校、外食を控える、店舗への出入りは極力避けるなど、全国的に外出の機会が減ることとなりました。その結果、目に見える生徒指導事案は激減し、目に見えない生徒指導事案が激増してきました。

特に、SNSの普及による問題行動の複雑化が喫緊の課題となっています。家族間の関わり方の変化や、友人関係の変化、社会の変化とともに、問題行動の質も変化し、

多種多様化しています。一つの学校だけでは解決しづらくなっている現状があります。今後、少年センターをはじめとした、関係機関との連携を進めることで、青少年を犯罪から守り、健全な育成に努めていきたいと考えております。



電動キックボード 交通ルール改正

令和5年7月1日、道路交通法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車(キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行され、「電動キックボード」は以前免許が必要でしたが、16歳以上は免許がなくても乗れるようになりました。しかし、公道を通行できる「電動キックボード」は、車体構造が細かく定められており、形状が電動キックボード等であっても、基準を満たさないものは特定小型原動機付自転車にはなりません。よって、保安基準に適合するものでなければ公道を通行してはならないのです。市内の高校では交通状況を考慮し、登下校の使用については禁止している学校もあります。

自転車乗車時 ヘルメット着用

令和5年4月1日から改正道路交通法の施行により、自転車乗車時にヘルメット着用を努めること。また、滋賀県では「滋賀県自転車の安全で適切な利用の促進に関する条例」を公布・施行し平成28年10月1日より自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険等の加入を義務化しています。

7月 「青少年の非行・被害防止強調月間」

～地域の力で子どもをまもり、はぐくみましょう～

滋賀県重点施策

○インターネット・SNS利用にかかる子どもの非行・被害防止対策の推進
○不良行為および初発型非行防止対策の推進

少子高齢化、ネット社会のめざましい進化による情報機器の利用拡大等は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響があります。特に、SNS等に起因する青少年の犯罪被害は深刻な状況にあります。また、薬物乱用や「闇バイト」と称した強盗、特殊詐欺等に加担してしまう少年が増加していることも、大きな問題です。

このため、滋賀県では、学校が夏季休業に入る7月を「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」とし、関係機関・団体、地域住民等が相互に協力・連携しながら、県全体が規範意識を高め、社会環境の浄化を図るための諸施策・諸活動を集中的に実施し、青少年の非行や被害の防止と保護の徹底を図ることとしています。

祝

～少年補導功労荣誉金章～ 林 善彦 会長



少年の非行防止または健全育成活動に長年尽力し、品行方正で地域の模範となる個人・団体への功労表彰が6月8日(木)に警視庁主催で東京・千代田区 グランドアーク 半蔵門で執り行われました。

滋賀県からは甲賀市少年補導委員会会長の林 善彦さんが少年補導功労荣誉金章を受賞されました。おめでとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。



～甲賀市少年補導委員研修会～

6月4日、碧水ホールにて、甲賀警察署 補導職員 安井美紀氏を講師としてお招きし、「便利!?危ない!? SNS インターネット ～子どもを取り巻く情報社会の利便性と危険性～」と題して、ご講演いただきました。

子どもたちに迫りくる情報社会の現状と私たち大人ができることを大変わかりやすくお話していただき、有意義な研修会になりました。



～定期学校訪問 終わる～

5月から順次甲賀市内の小学校 21 校、中学校 7 校、高等学校等 6 校、児童福祉施設 2 園、そして市外の高等学校等 7 校を訪問させていただきました。大変お忙しい中、ご対応くださりましてありがとうございました。

子どもたちの健全育成に向けて、お聞きした課題等の解決に学校とともに取り組めますので、今後ともご協力をお願いいたします。

R5年度少年センター相談受理状況

R5年4月～R5年6月末 合計延べ371件(R4年 223 件)
面談等 100(87) 電話 257(117) メール 14(19)

内 容	R 5 6 月 末	R 4 6 月 末	内 容	R 5 6 月 末	R 4 6 月 末
盗癖・窃盗	12	0	暴力行為	26	2
校内暴力	13	3	家庭内暴力	8	5
たかり・恐喝	2	5	薬物乱用	7	0
家出	0	3	無断外泊	7	0
金銭乱用	3	0	道路法違反	2	0
不登校	63	2	学校・学業	13	12
就職・仕事	19	18	家庭	6	1
しつけ生活	156	149	交友	4	15
性	3	2	発達障害	0	1
心の病	0	0	健康・身体	0	0
いじめ	21	0	虐待	3	0
有害環境	0	0	その他	3	5

○相談者内訳

本人	60	104	家庭	79	37
学校	103	33	職場	5	3
関係機関	120	42	その他	4	4

○相談対象少年内訳

小学生以下	37	11	中学生	107	39
高校生	63	54	学生その他	26	0
有職少年	87	68	無職少年	51	51

前年度の同時期と比べて相談件数は増えており、相談者の内訳と件数は家庭からが 79 件、学校が 103 件、他機関が 120 件といずれも前年度比の 2～3 倍となりました。

また、今年度4月より不登校と暴力に関する相談が多くなっています。しつけ生活に関連しての家庭内の課題は昨年度より継続した傾向が続いています。甲賀市の特徴として小学生の相談が多く、学校訪問の実施により、徐々に少年センターの認知が進んできました。課題解決に向けては関係機関が連携し、様々な側面からの支援が必要とされており、少年センターでは今後も継続した相談活動を進めていきます。

困ったときは

ひとりで悩まないで 気軽に電話を!

秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ(9時00分～16時00分)

年末年始、土、日、祝日は休み

(0748) 62-6010 k-syonen@city.koka.lg.jp

